

国連人権理事会普遍的定期審査（UPR）の実態

－トルコの第1回審査を中心に－

西 井 正 弘

The Present Circumstances of the UPR at the UN Human Rights Council: A Case Study of Turkey

Masahiro Nishii

抄 録

2010年、トルコ共和国について実施された国連人権理事会における「普遍的定期審査」(UPR)の分析から、審査に参加する国家の多さと対象国が受諾した勧告数の多さ(受諾勧告割合の高さ)は、この制度が一見すると十分機能しているようにも見える。しかし、自国にとって譲ることのできないテーマと内容に関する勧告は、明確に拒否している。トルコは「少数者」という概念にこだわり、民族的少数者、宗教的少数者やジェンダーに基づく少数者に関する勧告を拒否している。トルコの人権状況が明確化され、改善を阻む問題点が明らかとなり、また進展の可能性も明確になったと評価することができる。その意味で、人権条約機関、例えば自由権規約委員会による報告書審査に対して、この制度のもつ「追加的価値」は大きい。

キーワード：人権理事会、普遍的定期審査、双方向対話、ピア・レビュー、トルコ
(2014年9月30日受理)

Abstract

In this paper, I investigate the Universal Periodic Review (UPR) process on the Republic of Turkey in 2010. At first sights, the results of the review process seem successful on the grounds that many States participate and make recommendations with the acceptance of most recommendations. However, Turkey rejected some recommendations concerning the unacceptable topics and contents. The crucial topics to Turkey are the concept of “minority”, especially ethnic minorities, religious minorities and gender-based minorities. From this analysis, I conclude that UPR process succeed to make the present situations of human rights, and to reveal points of preventing the improvement in Turkey. I also estimate the possibility of the human rights progress. In conclusion, this process complement the periodic reviews by the Treaty bodies, for example, the HRC of ICCPR.

Key words: Human Rights Council, Universal Periodic Review (UPR) , Interactive dialogue, peer review, Turkey

(Received September 30, 2014)

もくじ

はじめに

1. 国連の人権保障システムの発展
2. 人権理事会における普遍的定期審査（UPR）手続
3. 個別国家の第1回審査の概要－トルコの事例
 - 3.1 基本情報－トルコの審査状況・政治状況
 - 3.2 トルコのUPR審査資料と事前質問の内容
 - 3.3 UPR審査におけるトルコ政府に対する勧告数と受諾・拒否数
 - 3.4 トルコ政府による勧告の受諾もしくは拒否の内容
 - 3.5 人権理事会報告書におけるトルコの総括見解
4. おわりに

はじめに

国連人権理事会（Human Rights Council; 以下、HRCまたは人権理事会）は、2006年に人権問題を取扱う国際連合の中心的機関として誕生した。2008年から2011年までの4年間に「普遍的定期審査」（UPR）が実施され、第1巡が終了した。この手続によって国連加盟各国の人権状況が明らかになったが、その成果として、192の国連全加盟国¹について、政府間プロセスという国家間の「双方向的対話」によって、人権問題は、改善の方向に一歩を進めたと言えるであろうか。このような問題意識の下で、具体的にトルコの第1回審査を取り上げて検討していきたい。

1. 国連の人権保障システムの発展

国連は、第2次世界大戦中に創設されたため、その目的の最初に、国際の平和と安全を維持すること、平和に対する脅威や侵略行為その他の平和の破壊に対して集団的措置をとること、ならびに、国際紛争を平和的手段によって解決することを掲げる（国連憲章第1条1）。それと同時に、経済的、社会的、文化的又は人道的性質の国際問題の解決について、また人権及び基本的自由の尊重について国際協力を達成することを、別の国連の目的として掲げている（同条2）。

1946年以来、国連経済社会理事会の下に、人権の伸張（promotion）に関する委員会²

として「人権委員会」（Commission on Human Rights; CHR）が設けられ、世界人権宣言や国際人権規約を始めとする国際人権文書の起草という規範創造分野で多大の貢献を行ってきた³。

CHRは、人権の保護（protection）に関わる分野では、1967年の経済社会理事会決議1235に基づく公開審査と調査研究手続（1235手続）や、1970年の経済社会理事会決議1503に基づく非公開の通報審査手続（1503手続）を実施してきた。CHRにおいては、1970年代末から、これらの手続を改善する試み⁴もなされ、それに伴い1980年代には、1235手続に一定種類の重大な人権侵害形態を取扱う「テーマ別手続」が設けられ、強制失踪や女性に対する暴力などに加えて、社会権分野のテーマもその対象となり、作業部会や特別報告者が、情報の受理や現地訪問などの手段によって、人権の監視メカニズムとしても機能するようになった。1990年代からは、1235手続による「国別手続」によって取り上げられる国家の数も増加した。特定国家の大規模人権侵害について、非政府国際組織（NGO）などから送られてきた通報（communication）を契機として、非公開の審査が、1503手続で実施されるようになり、その方式も改善されていった⁵。

しかし、CHRの人権保障メカニズムは、この委員会が、国連加盟国の政府代表によって構成されており、政治的理由で恣意的な決定がなされたり、深刻な人権問題を抱える国家が取り上げられなかったり、選ばれる人権のテーマの偏りという問題点も抱えていた。CHRは、53カ国で構成され、国連の地域毎の割り当てに基づき選出されるため、人権侵害で非難されている国家が委員国として選出されることもあり、「国別手続」で取り上げる国家の決定に影響力を行使するなど、CHRの「政治化」が非難されるようになった。

2005年9月14-16日に、コフィ・アナン国連事務総長は、各国元首・政府首長をニューヨークに招請し、「ミレニアム+5サミット」（Millennium + 5 Summit）を開催した。このサミットは、2000年の「ミレニアム・サミット」で採択された「ミレニアム開発目標」（Millennium Development Goals; MDGs）の進展状況のレビューと、国連創設60周年における一連の国連改革の内容に合意することを目的としていた。サミットでは、安全保障理事会の改革には失敗したが、国連人権委員会（CHR）に替えて、人権理事会の創設について原則的な同意が得られた⁶。

2006年3月15日には、国連総会は、人権理事会創設に関する決議60/251を採択し、同年3月27日、CHRはその60年に亘る活動を終えて解散した。人権理事会は、アメリカの反対にもかかわらず、その理事国を47とし、CHRに比べてわずか6カ国減の多数国で構成され、総会の補助機関として発足した。理事会は、最初の会期を、同年6月4-30日にジュネーブで開催し、2007年6月の第5会期において、「国連人権理事会の制度構築」決議（A/HRC/Res/5/1, Institution-building Resolution of the Universal Periodic Review）を採択した⁷。理事会は、年1回6週間の開催であったCHRとは異なり、毎年少なくとも3回の「通常会期」（計10週間）を開催し、理事国の3分の1の要請があれば、「特別会期」を開催できる機関となった。

この理事会の最大の特徴は、通常会期の「普遍的定期審査」（Universal Periodic Review;

UPR) 作業部会において、国連全加盟国がその人権状況について、「ピア・レビュー (仲間内の審査) (peer review) を受ける制度を導入したことである。自由権規約をはじめとする国際人権条約には、個人資格で構成される「委員会」が設置され、加盟国政府から提出される報告書に基づく定期的な審査が行われている。これらの条約体 (treaty bodies) による審査は、審査対象が条約加盟国に限定されており、また専門家によって構成される委員会の委員は「個人資格」で選ばれており、審査後に出される「見解」は勧告であって拘束力が存在しないため、その実施が確実になされるか懸念される場合も少なくなかった。

人権理事会による普遍的定期審査は、条約体による政府報告書審査ではカバーされなかった国家の人権状況を明らかにすることが期待されたのである。

2. 人権理事会における普遍的定期審査 (UPR) 手続

自由権規約に規定されている国家間通報制度 (第 41 条) は、今日に至るまで利用されて来なかった。人権に関わる問題が国家間紛争に転化することや、個人資格の専門家によって構成されている自由権規約の人権委員会 (Human Rights Committee; HRC) に、他国の人権問題を付託することについて、国家は消極的であった。それに対して、47 ヶ国の人権理事国全部で構成される普遍的定期審査作業部会 (Working Group on the Universal Periodic Review, 以下、WG) においては、全国連加盟国が自国の人権状況を定期的に報告するとともに、オブザーバー国として非理事国も出席し、また「双方向対話」 (interactive dialogue) と勧告を行うことができる (2007 年 6 月制度構築決議 (以下、決議) 18 項)。この UPR の方式は、各国の人権状況の改善にどのように貢献するのであろうか。

UPR の目的として、決議 4 項に、(a) 人権状況の改善、(b) 国家の人権義務及び約束の履行などの評価、(e) 人権の促進及び保護についての協力の支援などが列挙されている。UPR の原則は、決議 3 項に 13 項目に亘って列挙されているが、特に、(b) 「客観的でかつ信頼性ある情報に基づく協力の仕組み」であって、(d) 「政府間プロセス」であり、(f) 「他の人権の仕組みを補完し、重複するものでなく、追加的価値を示す」こと、(g) 「客観的で、透明で、非選択的、建設的、非敵対的であつ政治化されていない方法で進められること」が、理想とされている⁸。

審査の周期については、第 1 巡 (First cycle) の審査のカレンダーが、2007 年 9 月には決定され、192 の国連加盟国は、2008 年から 2011 年までの 4 年間に、作業部会の各会期 16 ヶ国ずつ全 12 会期に亘って、審査を受けることになった⁹。その後、審査は予定通り実施され、2012 年の WG 第 13 会期からは、審査期間を 4 年から 5 年弱に延長し、各会期の審査対象国を 14 ヶ国に減らし全 14 会期に亘り、第 2 巡 (Second cycle) の審査が進行中であり、2016 年の WG 第 26 会期に終了の予定である。

審査の方式については、作業部会において行われるが、審査対象国毎に、理事国の中から相異なる地域グループからくじ引きで選ばれる 3 人 (3 ヶ国) の報告者グループ (トロイカと呼ばれる) が決められる。

審査対象国は、期限までに、国別報告書（National report）を提出し、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、当該対象国の人権状況に関する各種情報を取りまとめた文書（Compilation）と、利害関係者（Stakeholders）がUPRに提出した意見の要約（Summary）を準備して、WGに提出する。

WGにおける審査については、各国に3時間が割り当てられる（決議22項）。まず対象国が発言し、それに対して、理事会構成国・オブザーバー国が、双方向対話を含む審査に参加することができる（決議18項）。

トロイカは、人権高等弁務官事務所の協力の下、WGの審査報告書（Report of the Working Group on the Universal Periodic Review）を作成し、WGで採択される。審査過程の議事要録を含むWG報告書、勧告・結論、それらに対する審査対象国の見解、自発的約束・誓約や回答を含めたものを、審査の「成果文書」（Outcome of the Universal Periodic Review）と呼ぶ（同決議26、27項）。最終的に、成果文書が人権理事会全体会で決定される前に理事会で、審査対象国、他の国家、利害関係者（NGOなど）の発言の後、対象国の最終発言が行われ、その後採択されることになる（同決議28-32項）。

UPR審査の第1巡は既に終了し、審査方法や審査への各国の参加熱意などに変化もみられる。ただ、人権状況に問題のある国家が審査対象になる場合、批判的な発言を防ぐために、同一地域に所属する国家などが最初に発言の順番を確保するとか、当たり障りのない発言を繰り返すなどの弊害も見られた¹⁰。

このような制度の下で、2010年5月WG第8会期において実施されたトルコの審査を具体的に検討することによって、UPRの実態と問題点を明らかにしていきたい。

3. 個別国家の第1回審査の概要—トルコの事例

3.1 基本情報—トルコの審査状況・政治状況

3.1.1 トルコのUPR審査日程

トルコのUPR審査は、2010年5月に実施されたが、それに先立ちHRCは、2009年9月7日にトロイカとして、アンゴラ、キューバとサウジアラビアを選出していた。トルコは、2010年2月22日に、National Reportを提出し、5月10日には、WG（第8会期12会合）でUPR審査が行われ、5月12日の16会合で、トルコに関する報告書が採択された¹¹。

6月17日には、HRCの15会合で、WG報告書〔資料5〕が公表され、トルコが回答を後日行うとしていた勧告についての回答を含めたWG追加報告書（Report of WG Addendum〔資料6〕）が、9月15日に公表され、10月8日には成果文書（Outcome of HRC〔資料7〕）が、HRCにおいて採択された。HRCでの各国の発言や、利害関係者の発言およびトルコの最終的発言を含んだ人権理事会第15会期報告書（Report of HRC on its 15th session〔資料8〕）が、2011年10月31日に公表された（文末資料参照）。

2014年10月27日には、Second CycleのNational Reportの提出期限が設定され、2015年1～2月に開催されるWG第21会期で、UPR審査が予定されている。

3. 1. 2 トルコの現状

トルコ共和国は、人口約7,563万人(2012年、世界18位)で、民族はトルコ人¹²と少数民族としてのクルド人(1,400～1,950万人)、アラブ人、ラズ人、ギリシャ人、アルメニア人、ヘムシン人、ザザ人、ガガウズ人、ユダヤ人などからなる。トルコの言語は、トルコ語(アルタイ系言語)とクルド語ほか少数民族の言語からなる。宗教は、ムスリム(99%以上)が大部分を占め、その大半はスンナ派であるが、アレヴィー派も相当数(一説では20%)存在する。極めて少数ではあるが、東方正教会、アルメニア使徒教会、ユダヤ教、カトリック、プロテスタントなどの信者も存在する。

3. 1. 3 トルコの政治状況

1923年10月29日、ローザンヌ条約によりトルコ共和国が成立した(初代大統領ケマル・アタチュルク)。以下、今回のUPR審査に関連する政治状況を概観しておく。

1974年には、キプロスにトルコが軍事進攻し、「北キプロス・トルコ共和国」が樹立されるが、トルコ以外の国家によっては承認されていない¹³。1980年9月12日トルコ軍による「9.12クーデター」が起り、1982年の軍政下で制定された憲法(現行憲法)は、軍や司法当局に大幅な権限を与えている。1983年には民政移管がなされた。

トルコは、政治目標としてEUへの加盟を目指してきた。1987年4月14日に、欧州共同体(European Community; EC)に対し、正式に加盟を申請した。しかし、EC委員会は、1989年12月14日に、トルコの加盟についての「意見」において、トルコの経済発展が加盟には不十分であることに加えて、「国内で人権が侵害されていること」も理由として挙げられ、加盟交渉は時期尚早とされたのである¹⁴。欧州連合(European Union; EU)への加盟交渉が正式に開始されたのは、2005年10月のことであった。EU加盟を実現するためには、トルコが抱える政治的問題(北キプロス問題など)とともに、クルド人問題や死刑制度を始めとする人権問題の解消が不可欠であった。

2002年以来、政権に就いたレジェップ・タイップ・エルドアン首相(公正発展党AKP)が単独政権を維持しており、人権問題を改善し、法の支配を実現すべく改革を進めている。2005年10月からは、トルコとEUとの間で、EU加盟交渉が開始されたが、現在まで加盟は認められていない。2010年9月12日には、与党AKPが作成し、大統領と議会の権限強化、司法や軍の介入を抑える内容の憲法改正案について、国民投票が実施され58%の支持で承認された。こうして、2011年10月から、民主的な新憲法制定プロセスが開始されている。

また、テロ活動を実施してきたクルド労働者党(PKK)に対し、政府は実力で押さえつけてきたが、2013年1月から、国内和平プロセスの一環として、トルコ政府とクルド労働者党指導者オジャラン(服役中)との対話が始まった。2014年8月10日には大統領選挙が実施され、エルドアン首相が51.8%の支持を得て、大統領に当選した。

3. 2 トルコのUPR審査資料と事前質問の内容

トルコのUPR審査は、2010年5月に実施されることになり、政府報告書(National

Report) [資料 1] (A/HRC/WG.6/8/TUR/1, 22 Feb. 2010) が、提出され同年 2 月にはトルコの人権概要を記載した人権高等弁務官事務所の報告書（Compilation） [資料 2] (A/HRC/WG.6/8/TUR/2, 19 Feb. 2010)、ならびに、NGO 等から提出された意見の要約（Summary） [資料 3] (A/HRC/WG.6/8/TUR/3, 17 Feb. 2010) も、提出された（文末資料参照）。

トルコ政府に対する各国政府からの事前の質問（Advance Questions to Turkey） [資料 4] は、13 カ国が提出した。その中には、キプロス問題などトルコに対し政治的な問題を抱えているキプロス政府やギリシャ政府からの事前質問も含まれている。トルコに対する事前質問を、カテゴリー毎に分類すると、以下のように整理できる。

- (1) 国際人権文書の批准・加入、留保の撤回など
(デンマーク・英国・チェコ・オランダ [拷問禁止条約選択議定書の批准])
(スイス [ICC 規程・ジュネーブ追加議定書 I・II])
- (2) 拷問・抑留の条件、人権侵害者の不処罰など
(デンマーク、アイルランド、英国、ドイツ)
- (3) 人種的・宗教的差別、少数者
(アイルランド、デンマーク [非イスラム共同体の財産没収]、リヒテンシュタイン、オランダ)
- (4) 女性・少女の権利、ジェンダー・性的指向に基づく平等
(アイルランド、スロベニア、チェコ、ドイツ、オランダ、ノルウェー)
(スイス [名誉殺人])
- (5) 子どもの権利、児童労働、人身取引
(英国、ドイツ、オランダ)
- (6) 難民・国内避難民（IDPs）の状況
(スウェーデン)
(リヒテンシュタイン)
- (7) 表現の自由、結社の自由、政党
(アイルランド、英国、オランダ、ノルウェー)
- (8) 刑務所の状況・独立調査機関
(チェコ、スウェーデン)
- (9) 司法制度、人権機関、オンブズマン
(英国、オランダ、ノルウェー)
- (10) 人権教育・訓練
(チェコ)
- (11) 市民社会との協力
(英国、ノルウェー)

3. 3 UPR 審査におけるトルコ政府に対する勧告数と受諾・拒否数

トルコに対する UPR 審査は、2010 年 5 月 10 日、普遍的定期審査作業部会の第 8 会期

において実施され、この制度が掲げる「双方向対話」に参加した国家は、54 カ国に上り、時間の関係で発言できなかった国家 27 カ国が追加的な主張を行った¹⁵。

このように審査に参加した国家数は、作業部会の構成国 47 カ国を大きく上回る 81 カ国に上る。一見すると極めて活発な諸国の態度であると言えよう。その審査内容は、インターネットを通じて、映像を確認することもできる。しかし、以下に見るように、その発言の多くは、内容的に重複したものが多く、勧告数を他の国との場合と比較しても、余り意味はない。むしろ、同一内容の「勧告」についても、その表現（例えば、ある具体的な人権条約の批准や、既に当事国である別の条約に付された留保の撤回を「要請する」勧告と、そのような行動をとるため「努力する」ことを求める勧告の場合）によって、審査対象国の回答が、異なる場合も生じる。これらの点も、以下で検討する。

2009年9月7日に選出されていたアンゴラ、キューバ、サウジアラビア（トロイカ）が報告者となって、UPR 作業部会報告 **資料5** (A/HRC/15/13, 17 June 2010) が作成され、2010年6月17日に公表された。その中の第2部（paras. 100-106）に、諸国が行った勧告（Recommendations）と結論（Conclusion）が、記載されている。

トルコに対する勧告数は、152件であり、その内トルコが「受諾する回答」、「既に実施済ないし実施中との回答」あるいは、「勧告の一部を受諾する回答」または「原則受諾する回答」を行っている勧告数の合計は121件であり、他方受け入れを「拒否する回答」をした勧告数は31件である¹⁶。

その詳細を述べておくと、1) UPR 審査中に「受諾した勧告数」が87件¹⁷であり、2) 「実施済みか実施中とした勧告数」8件¹⁸、3) 「検討後（2010年9月まで）に回答するとした勧告数」が39件¹⁹、4) 「拒否した勧告数」が9件²⁰、そして最後にキプロス政府については、トルコ政府が承認しておらず、またキプロス島全体を代表していないとの理由で、5) 「全て拒否したキプロスの勧告数」が9件²¹存在する。これらは、WG 報告書（A/HRC/15/13）に記載されており、数字は明確である。

問題は、後日回答するとした上記3)の勧告数 39に対する「トルコ政府の回答」の評価である。それは、WG 追加報告書 **資料6** (A/HRC/15/13/Add.1) に記述されているが、「受諾する」(accepted) もしくは「受諾しない」(not accepted) との表現が記述されていても、トルコ政府の回答内容から、真実それが「受諾する回答」なのか、あるいは、「勧告の一部を受諾する回答」なのか、または「実質的には受諾を拒否する回答」なのか、必ずしも明確でない場合が存在するからである。

本研究において、WG 追加報告書の分析から、筆者は次の通り分類してみた。検討後(2010年9月まで)に回答するとした勧告数 39に対し、受諾・一部受諾・実施済み勧告数を25、原則受諾した勧告数を1、また拒否した勧告数を13と評価する²²。

トルコのUPR 審査の成果文書 (Outcome) **資料7** の採択は、2010年9月22日であった。

3.4 トルコ政府による勧告の受諾もしくは拒否の内容

UPR 審査の「結論及び（又は）勧告」とトルコによる受け入れの可否は、**資料5**

Report of the Working Group on the UPR Turkey (A/HRC/15/13, 17 Jun. 2010)²³ と、資料 6 Report of the Working Group on the UPR Turkey *Addendum* (A/HRC/15/13/Add.1, 15 Sep. 2010) に記載されている。以下に、その内容をカテゴリーごとに整理して、検討していく。

1) 受諾した勧告数 87 (para. 100 (A/HRC/15/13)) は、次の 16 項目に分類できる（勧告の数字は、パラグラフ番号である）。

- ① 国際条約の批准の検討（勧告 100.1, 100.6: ICC 規程, 100.2-2: OPCAT)
- ② 人権文化と人権尊重の文化（勧告 100.7-9)
- ③ 市民社会の協力（勧告 100.10-12)
- ④ 国内人権機関の設置（勧告 100.13-24)
- ⑤ 特別報告者の受け入れ、人権機関との協力（勧告 100.25, 100.26)
- ⑥ 包括的的反差別立法の採択（勧告 100.27-29)
- ⑦ 女性、子ども、障害者、ジェンダー、宗教的少数者等の権利（勧告 100.30-43)
- ⑧ 人権侵害者の捜査、訴追、不処罰の解消（勧告 100.44-49, 100.70)
- ⑨ 女性に対する暴力、名誉殺人、DV、強制結婚（勧告 100.50-58)
- ⑩ 人身取引（勧告 100.59-65)
- ⑪ 司法の独立、未成年者司法、刑務所の改善（勧告 100.66-69)
- ⑫ 表現の自由の保障、宗教的・民族的少数者との対話（勧告 100.71-75)
- ⑬ 教育の権利、公務員などへの人権教育・訓練（勧告 100.75-82)
- ⑭ 若年結婚、一夫多妻など伝統的慣習（勧告 100.83)
- ⑮ 地方の住民への福祉サービス（勧告 100.84-86)
- ⑯ 反テロ法の下での少年の捜査、訴追、自由の剥奪（勧告 100.87)

2) 実施済みであるか実施中とした勧告数 8 (para. 101 (A/HRC/15/13)) は、次の項目である（勧告番号の後に国名を記載している場合もある）。

- ① ロマ、クルド、アルメニア人、非イスラム少数者への差別慣行、ヘイトスピーチの除去（勧告 101.1 (Armenia), 101.2 (Greece), 101.3 (Armenia))
- ② 体罰を含む女性・子どもへの暴力の防止措置（勧告 101.4 (Armenia))
- ③ 表現の自由について国際基準に合致した刑法（勧告 101.5-7)
- ④ より柔軟なストライキ法の再検討（勧告 101.8)

3) (UPR 審査中に) トルコが拒否した勧告数 9 (para. 103 (A/HRC/15/13)) は、次の項目である。

- ① ICERD 第 22 条（紛争の解決）に関する留保及び条約の領域的適用の除去（勧告 103.1 (Greece))
- ② ICCPR 第 27 条（少数者の権利）の留保の撤回、欧州民族的少数者保護条約の批准（勧告 103.2)

- ③ 民族的・宗教的少数者グループとの open-ended な協議 (勧告 103.3)
 - ④ 民族的少数者の定義の再検討 (勧告 103.4)
 - ⑤ クルドその他の少数者の権利の完全な承認、ICCPR 第 27 条の留保の撤回 (勧告 103.5)
 - ⑥ ジェノサイドの防止、承認、処罰の前提である真実を知る権利の実現 (勧告 103.6 (Armenia))
 - ⑦ Prince Island の孤児院事件やキプロス北部での欧州人権条約 (ECHR) 違反とされた欧州人権裁判所 (ECtHR) の判決の実施 (勧告 103.7 (Greece))
 - ⑧ Gokceada and Bozcaada 島におけるギリシャ系少数者の没収された財産の返還 (勧告 103.8 (Greece))
 - ⑨ 東部 Thrace からのブルガリア系 displaced persons の財産問題の解決 (勧告 103.9 (Bulgaria))
- 4) 拒否したキプロスの勧告数が別に 9 件 (para. 105 (A/HRC/15/13)) 存在する。特定国 (キプロス共和国) の政府を「承認しておらず、またキプロス島全体を代表していると認めてないとの理由で、勧告を受け入れられない」としたトルコの一括拒否の態度表明は、制度構築決議 3 項 (d) の「非敵対的であつ政治化されていない方法で進められること」が望ましいとする UPR の趣旨に反しているように思われる。

審査時点では受諾の可否を明らかにせず、検討後回答するとした勧告数 39 件 (para. 102 (A/HRC/15/13)) の内、(1) トルコが受諾した勧告を 18 件、(2) トルコが部分的に受諾した勧告 7 件、(3) トルコが原則受諾した勧告 1 件、(4) トルコが拒否した勧告 13 件と筆者は数えるが、「との理解の下で受諾する」といった表現や、否定的な文言の回答の後、「受諾する」といった表現を、どのように理解するか、判断を一部留保しておきたい。

- (1) 勧告を検討の後「受諾」した 18 件を分類すれば、次のようになる。
- ① 特別手続の受け入れ：裁判官・弁護士に独立に関する特別報告者や、少数者問題独立専門家の訪問要請に好意的に応えること (勧告 8 ギリシャ)。
 - ② 国際人権基準に法や慣行を十分合致させること。包括的反テロ法や少数者の権利の擁護 (勧告 9 デンマーク)。ただし、トルコ政府の回答は、前半については受諾、後半は、2 国間条約およびローザンヌ条約に従った非イスラム少数者の権利に関するものと理解して、受諾しているのので、部分的受諾とも解釈できる。
 - ③ 性に基づく差別の除去：LGBT が結社の自由を含め全ての人権の享受の妨げとなる差別の除去 (勧告 11) に対して、トルコ政府は、新規立法なしで、現行法がこれらの人々の権利行使に適用されるとの理解のもとで、受諾すると回答している。性的指向、ジェンダー同一性に基づく差別規定を含む法律の改正と、包括的差別禁止立法の制定 (勧告 12)。
 - ④ 女性差別に対する特別法：女性差別禁止条約 1 条に合致した特別法の採択 (勧告 14)。

- ⑤ 表現の自由：表現の自由の規制は、国際基準に合致し、国家の治安・公序が必要とし均衡のとれる限度での制限であることを確保すること（勧告 20）。表現の自由、出版の自由に対する制限をなくす目的で、刑法 301 条を含む改正の継続（勧告 23）。
 - ⑥ 結社の自由：ICCPR22 条に従って、結社の自由を保障する法改正（勧告 24）。
 - ⑦ 宗教の自由、宗教的少数者の保護：非イスラム共同体の抱える問題、聖職者の教育や財産権の享有などの解決に必要な措置をとること（勧告 25 ギリシャ）。非イスラム宗教的共同体に、欧州人権条約、人権裁判所に従って、少数者に認められた全ての権利を認めること（勧告 26 ギリシャ）。Church of Saint Paul の再建の可能性を考慮すること（勧告 27）。宗教的信仰を選択し、表明する権利（勧告 28）。宗教的不寛容と闘うための措置をとること（勧告 29）。宗教共同体との間で、不当な制限を取り除くため建設的に協力すること（勧告 30）。非イスラム基金の財産権主張を認めるため必要な改革を行うこと（勧告 33）。
 - ⑧ 子ども：難民・庇護申請者の子どもが、戦闘に徴兵され巻き込まれた場合の帰還を妨げる措置の除去（勧告 35）。
 - ⑨ 反テロ法：テロと闘う際に、ある程度人権を保護するように、法を再検討すること（勧告 38）。刑法 301 条、308 条および反テロ法は、改正されるか、廃止されるべきこと（勧告 39）。
- (2) トルコが部分的に受諾した勧告（一部受諾）7 件は、次の項目に整理することができる。
- ① 条約の批准：OP-CAT, OP-CRPD, CED の当事国となること（勧告 1）について、トルコ政府の回答は、CED（強制失踪条約）の批准について明確に拒否している。OP-ICESCR の署名・批准と OP-CRPD の批准に向けての努力の継続（勧告 4）について、トルコ政府の回答は、現時点で、前者は受け入れられず、後者は受け入れる。
 - ② 条約留保の撤回：児童の権利条約の 17, 29, 30 条への留保の撤回と、子どもを成人として裁判する反テロ法の改正（勧告 7）について、トルコ政府の回答は、留保に関して条約法条約に従っており、撤回を拒否したが、子どもに関する反テロ法改正は、2010 年 7 月 22 日に施行されており実施済としている。
 - ③ 性に基づく差別の除去：女性、民族的少数者、性的指向やジェンダーに基づく差別禁止に一致した国内立法の遵守、法的枠組みの採択、公衆への長期的な意識向上キャンペーン（勧告 10）について、トルコ政府の回答は、反差別法案が、女性、民族的少数者や性的同一性に言及しているため、前半部分は、立法機関の決定に従うことを条件に受諾し、後半は、“ethnic minority”や“sexual orientation”の概念は、トルコの国内法には存在しないので、受諾できないとする。女性や人種差別とともに、性的指向やジェンダーに基づく差別の定義を含めた包括的な差別禁止立法（勧告 13）については、トルコ政府は、性的指向に基づく差別の部分を除いて、受諾している。
 - ④ 人種差別の定義、刑法の改正：人種差別の包括的定義を国内法に取り入れること、及び、表現の自由を確保するため、刑法 301 条と 308 条を改正すること（勧告 17 アルメニア）

について、トルコ政府の回答は、前半は受諾するが、訓練プログラムにより表現の自由について、刑法 301 条の幅広い解釈に貢献している。よって後半は受諾できないとする。

- ⑤ 放送規制法：思想・表現の自由を確保するため、法律第 5651 号（インターネット経由放送規制および犯罪防止法）を改正し、この権利を尊重する政府声明によって、努力すること（勧告 19）について、トルコ政府の回答は、法律第 5651 号は、2007 年 5 月 23 日に施行されており、“blocking web sites”措置は、8 つの犯罪についてのみ実施している。法律の犯罪を限定することは、Internet の性質がもたらすものであって勧告の前半は受け入れられない。後半は、言論の自由の保護についての法的枠組みの中で「さらに努力する」ことを求める勧告なので、受諾する。

- (3) トルコが原則受諾した勧告は 1 件である。

人権教育・訓練の実施：警察官、軍隊、刑務所職員等、司法機関に、女性、子ども、民族的少数者や性的指向やジェンダー同一性による少数者の権利に焦点を当てて人権教育・訓練を受けること（勧告 32）。トルコ政府の回答は、公務員や特定のグループは、教育・訓練を受けている。性的指向やジェンダー同一性による少数者は、トルコでは少数者とみなされていないので、この勧告は原則として受け入れる。

このトルコの回答からは、トルコにおける「少数者」概念に存在しない、「性的指向」や「ジェンダー同一性」に基づく「少数者」を認めない点に、ポイントがあることが分かる。

- (4) それに対し、検討した後にトルコが受諾を拒否した勧告 13 件は、次のカテゴリーに分類できる。

- ① 人権条約の批准：強制失踪条約の署名と批准（勧告 2）。社会権規約選択議定書の批准（勧告 3）。
- ② 人権条約への留保の撤回：ICCPR, ICERD, CRC への留保の撤回（勧告 5）。
- ③ 難民条約の地理的適用範囲、庇護申請者：1951 年難民条約の地理的限定の削除（勧告 6）。難民を取り巻く状況の改善。庇護申請者に権利を認め、国際人権法・難民法の下でトルコの負う義務に十分一致させること（勧告 34）。庇護を認める公式の制度の構築と、地理的制限の除去（勧告 36 米国）。難民及び庇護申請者が、国際法と国際基準に従って取り扱われること（勧告 37）。
- ④ 言語的少数者：政治的・公的場面でのトルコ語以外の使用制限措置の除去、少数言語の教育の可能性（勧告 15）。
- ⑤ 政党の法的枠組み：政党の法的枠組みを、欧州審議会ウィーン委員会勧告と、欧州人権条約の規定に合致させること（勧告 16 アイルランド）。
- ⑥ 表現の自由：表現の自由の非暴力的行使を犯罪行為から外す刑法 301 条・308 条の改正（勧告 18）。刑事罰ではなく民事訴訟のみに付される名誉棄損に関する法律の再検

討（勧告 21）。インターネット使用に関して必要な措置、特に法律の改正によって、全制限を除去すること（勧告 22）。

- ⑦ 少数者学校：イスタンブールで働くギリシャ市民の子どもが、ギリシャ少数者学校に登校できるようにすること（勧告 31 ギリシャ）。

3. 5 人権理事会報告書におけるトルコの総括見解

人権理事会は、トルコについての UPR 審査の最終的な報告を、2011 年 10 月に「人権理事会第 15 会期報告書」[資料 8](#) で公表しているが、そこで他の諸国や利害関係者の発言を受けて、最後にトルコ政府が「総括所見」を述べている²⁴。

トルコ政府は、理事国、オブザーバー国および利害関係者に感謝し、コメントに対して適切に留意し、全ての困難を克服する政治的意思を有する（para. 558）。

宗教上の自由に関する批判については、NGO のいくつかの情報は最新のものではない（para. 559）、と批判を加える。

拷問等に関して、トルコ政府は非許容政策（zero-tolerance policy）をとってきた。Marginal cases があることは認めるが、政府は拷問等を根絶するための最善の策をとってきた。OPCAT は、議会に提出中であり、批准は確実である。国内防止制度は、その開始時期を今述べることができないが、設置されるであろう（para. 560）。

発言者は、非イスラム少数者との対話グループの一員であること、欧州人権裁判所（ECtHR）において、宗教的少数者に関してトルコに違反があるとの判決は存在せず、条約違反があったとする発言は不正確である（para. 561）。

家庭内暴力（DV）は許されない。反差別・平等部局の設置は、政府の優先課題である。表現の自由に関するコメントには留意する。起訴を行うためには、司法大臣の許可が必要であり、97 件の許可が得られなかった。Harat Dink 事件に関して、トルコ政府は ECtHR の判決を執行する、将来における再発防止措置も執る（para. 562）。

トルコ政府は、UPR の非選択的（non-selective）、非敵対的（non-confrontational）、建設的（constructive）なやり方を維持する努力を惜しまない。受諾した勧告は、優先順位を与えられる。相互的対話と WG の報告書の採択は、有用な概観を与える。トルコは、2 年以内に中間報告書（midterm report）を提出する（para. 563）。

このような発言から、トルコにとって譲れない点、具体的には、「少数民族」の範囲、北キプロスのトルコ系住民に関する問題などに関連する事項を除けば、基本的には、柔軟な対応をしていることが読みとれる。受け入れられない点については、きちんと留保を付けており、そのソフィスティケートされた回答は、政府間対話であることの結果であろう。

4. おわりに

人権理事会におけるUPR審査は、第1巡の中盤から、勧告を行う国家数と勧告数の多さが目立つようになった。トルコのUPR審査は、2010年のWG第8会期であったが、トルコの報告に対し発言した国(54カ国)と追加声明を付した国(27カ国)の計81カ国に及び、トルコに対する勧告数も152件(重複を含む)に達した。

同年の直前の会期において審査対象となったエジプト(2010年WG第7会期)も、エジプトに対し発言した国(53カ国)と追加声明を付した国(44カ国)の計97カ国、エジプトに対する勧告数は165件(重複を含む)であった。また、トルコの次の会期(2010年WG第9会期)に、米国の普遍的定期審査が行われたが、報告に対し発言した国(56カ国)と追加声明を付した国(27カ国)の計83カ国に及び、米国に対する勧告数は228件(重複を含む)にも及んだ。

このように、重複する勧告を整理することなく国別で列挙していく方式²⁵では、報告数の増加を防ぐことはできないであろう。審査に参加する国家の多さと対象国が受諾した勧告数の多さ(勧告の受諾割合の大きさ)は、この制度が一見すると十分機能しているようにも見える。しかし、自国にとって譲ることのできないテーマと内容に関する勧告については、トルコは明確に拒否している。

トルコの人権問題に影響する政治状況として、①国内のクルド人問題と少数者問題、②キプロス島「北キプロス・トルコ共和国」への軍隊の駐留とキプロス共和国の不承認、③政治的目標としてのEUへの加盟が挙げられる²⁶。

- ①国内のクルド人問題と少数者問題については、和解プロセスの進展がみられるが、トルコは「民族的少数者」という概念にこだわっており、1923年のローザンヌ条約を根拠に、トルコにおける少数民族と認めることを拒否している²⁷。このように条約や憲法を根拠に、民族的少数者(ethnic minority)という概念の受け入れを頑なに拒否している点が、トルコの特徴である。審査では、トルコは人種差別(racial discrimination)の概念は受け入れているが、ジェンダーに基づく少数者に関する勧告は明確に拒否している。
- ②キプロス島「北キプロス・トルコ共和国」における軍隊の駐留とキプロス共和国²⁸の不承認に関して、トルコはキプロス共和国を承認しておらず、同政府がキプロス全体を代表しているとは認めてないという理由で、キプロスの勧告すべての受け入れを拒否したことは、この普遍的定期審査が「非敵対的にかつ政治化されていない方法」によることを求めている趣旨には反するように思われる。
- ③2002年以来、EUへの加盟を政治的優先目標として掲げ、そのために人権状況の改善や死刑制度の廃止を実施してきたトルコのエルドアン政権は、西ヨーロッパの価値観(民主主義、法の支配)の実現には熱心である。

このように勧告に対するトルコの回答について、人権理事会の報告書において、各国の態度は次のように分かれる。アルメニア(para. 540)とキプロス(para. 543)は、トルコ

に対して批判的だが、多くのイスラム諸国（paras. 538-539, 541-542, 545, 547）は、トルコの対応を賞賛している。他方、英国（para. 548）や NGO 団体（paras. 549-557）などには、その見解に批判的な意見も認められる。

またトルコの勧告拒否の中には、「現時点では受け入れられない」という表現が散見される。将来に含みを残した発言であり、政府代表による審査において、お互いに相手方を与える影響を意識した発言とも考えられる。

トルコの UPR 審査において、キプロスの勧告を、その内容の問題ではなく、トルコとの政治的関係を理由として拒否したことは、人権問題が政治的問題から自由ではないことを示すものである。このようなトルコの態度に対して、他の国家から特別厳しい批判がなされなかったことも、政治的な国連システムの一部としての人権理事会普遍的定期審査のもつ限界でもあると言えよう。

人権理事会の UPR 審査は、「他の人権の仕組みを補完し、それらと重複するものでなく、かくして追加的価値を示すものであること」（制度構築決議 3 項 (f)）を目指している。これまで人権保障システムとして発展してきた、個人人権条約の委員会（自由権規約人権委員会など）の役割を「補完」し、「追加的価値」を示してきたのであろうか。

UPR 審査は、条約に基づく人権保障システムとは異なり、政府代表により構成される人権理事会の作業部会において、国連全加盟国が審査対象となり、大国も小国も等しく、人権状況について他国の審査を受ける。審査対象国はその勧告を受け入れ、あるいは自発的な約束・誓約を行い、それらの実現を目指すことを公約したことは、従来の国際人権保障制度のカバーできなかった諸点（人権条約の未批准国、条約の一部に対する留保など）についても勧告がなされ、受諾される場合もあるし、人権の促進及び保護についても追加的な価値をもつであろう。

トルコの UPR 審査を検討した結果、ギリシャやブルガリアなど一部の国から提起された個別・具体的な事案についての勧告は拒否したが、慎重な表現を用いながらも数多くの勧告を受け入れることによって、2010 年時点でのトルコの人権状況が明確化され、さらに改善を阻む問題点が明らかとなり、また進展の可能性も明確になったと評価することができる。その意味で、この制度のもつ「追加的価値」は大きいと言えよう。その評価の適否を判断するためには、2015 年に予定されているトルコの第 2 回審査で、4 年間の人権状況の改善がどの程度認められるのかを確認する必要がある。

〈参考資料〉

トルコ審査関連資料

- ・ National Report (A/HRC/WG.6/8/TUR/1, 22 Feb. 2010) 22p. [資料 1](#)
National Report (A/HRC/WG.6/8/TUR/1/Corr.1, 22 Apr. 2010) 1p.
- ・ Compilation by the OHCHR (A/HRC/WG.6/8/TUR/2, 19 Feb. 2010) 17p. [資料 2](#)
人権高等弁務官事務所による、トルコの人権条約の批准・履行状況、関連国内法の要約。
- ・ Summary of Stake Holders' Submission (A/HRC/WG.6/8/TUR/3, 17 Feb. 2010) 15p. [資料 3](#)

25 の利害関係団体の提出した関連情報の要約。

・ Advance Questions **資料 4**

デンマーク、アイルランド、リヒテンシュタイン、スロベニア、スイス、英国、(以下、Add.1) チェコ、ドイツ、スウェーデン、(以下、Add.2) キプロス、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、の 13 カ国が事前質問を提出した。

トルコ審査報告資料

・ Report of the Working Group on the UPR: Turkey (A/HRC/15/13, 17 June 2010) 25p. **資料 5**

Part I は、審査過程の議事録の要約 (paras. 5-99)、Part II は、結論及び / 又は勧告 (paras.100-106.)

・ Report of the Working Group on the UPR: Turkey Addendum (A/HRC/15/13/Add.1, 15 Sep. 2010) 8p. **資料 6**

審査の対象国 (トルコ) による勧告に関する見解、自発的誓約並びに回答

・ Decision adopted by the HRC 15/110 Outcome of the UPR: Turkey (A/HRC/DEC/15/110, 8 Oct. 2010) 1p. **資料 7**

2010 年 9 月 22 日の HRC 第 18 会合において、投票なしで採択された決定

・ Report of the Human Rights Council on its fifteenth session (A/HRC/15/60, 31 Oct. 2010) paras. 523-563. **資料 8**

資料 1 National Report (A/HRC/WG.6/8/TUR/1, 22 Feb. 2010) の構成

I. Methodology and consultation process

II. Context

A. Legal framework

B. Institutional framework

C. International obligations and level of cooperation

III. Promotion and protection of human rights

A. Equality and non-discrimination

B. Freedom of expression

C. Right to life

D. Freedom from torture, cruel, inhuman and degrading treatment

E. Freedom of conscience and religion

F. Right to education

G. Children

H. Women

I. Disabled Persons

J. The situation of IDPs

K. Minorities

L. Refugees, asylum seekers and victims of human trafficking

M. Human rights education

資料2 のI. 背景及び枠組みのA 国際義務の範囲

トルコの人権条約の批准状況、批准日、留保の有無、義務の範囲

人権条約名称	トルコ批准	留保・宣言	条約体の特別権限(条文)の認否
人種差別撤廃条約（ICERD）	2002.9.16	留保（22）宣言	個人申立（14）No
社会権規約（ICESCR）	2003.9.23	留保（13(3) & (4)）宣言	
自由権規約（ICCPR）	2003.9.23	留保（27）宣言	国家申立（41）No
自由権規約第1追加議定書	2006.11.24	留保（5(2)(a)）宣言	
自由権規約第2追加議定書	2006.3.2	なし	
女子差別撤廃条約（CEDAW）	1985.12.20	留保（29(1)）	
OP-CEDAW	2002.10.29	なし	調査手続（8&9）No
拷問禁止条約（CAT）	1988.8.2	留保（30(1)）	国家申立（21）Yes, 個人申立（22）Yes, 調査手続（20）No
児童権利条約（CRC）	1995.4.4	留保（17, 29&30）	
児童の武力紛争関与と議定書 （OP-CRC-AC）	2004.5.4	拘束力ある宣言（3）:19歳	
児童売買等関係議定書 （OP-CRC-SC）	2002.8.19	宣言	
移住労働者権利条約 （ICRMW）	2004.9.27	留保（40） 宣言（15, 45, 46, 76&77）	国家申立（76）No, 個人申立（77）No
障害者権利条約（CRPD）	2009.9.28	なし	

トルコが当事国でない人権条約：

OP-ICESCR, OP-CAT（2005署名）, CRPD-OP（2009署名）, & CED

その他主要関連国際文書：	批准
ジェノサイド条約	Yes
ICC ローマ規程	No
国際組織犯罪条約パレルモ議定書	Yes
難民・無国籍者	Yes（1954無国籍条約・1961無国籍者条約を除く）
1949年ジュネーブ条約・議定書	Yes（追加議定書I, II, IIIを除く）
ILO基本条約	Yes
UNESCO教育差別禁止条約	No

注

- 1 2011年7月14日に、南スーダンが国連に加盟し、全加盟国は193であるが、国連人権理事会の普遍的定期審査の第1巡の対象国には入れられなかった。
- 2 国連憲章第68条。
- 3 世界人権宣言は、1948年12月10日国連総会で採択された。国際人権規約は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR, 社会権規約）と市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR, 自由権規約）ならびに自由権規約選択議定書（OP-ICCPR）という3条約の形式で、1966年12月16日国連総会決議として採択され、ICESCRは、1976年1月3日に、ICCPRとOP-ICCPRは、1976年3月23日に発効した。
- 4 1978年CHR議長裁定により、通報に基づいて非公開で審査される1503手続に掛かっている国名を公表することとされ、1979年には、CHRの公開審議の場では、1503手続の「決定」と「資料」に言及しない限り、いずれの国の事態をも取り上げることが可能になった。その結果、1980年代からは、世界中の人権問題が、1235手続の公開審議として取り扱われるようになった。西井正弘（2006年）「国際機関による人権保障制度」、畑博行・水上千之編『国際人権法概論 [第4版]』、有信堂、2006年、287頁。
- 5 同上、287-288頁。
- 6 Bolye, Kevin (ed.), (2009), *New Institutions for Human Rights Protection*, Oxford, Oxford University Press, pp. 11-12.
- 7 Institution-building of the United Nations Human Rights Council, A/HRC/Res/5/1, 18 June 2007.
- 8 Ramcharan, Bertrand G., (2011), *The UN Human Rights Council*, Routledge, p. 50.
- 9 人権理事会の「普遍的定期審査作業部会」(Working Group on the Universal Periodic Review)の第1会期(First session)は、2008年に始まり、2011年の第12会期で、全ての国連加盟国(2011年7月14日に193番目の加盟国となった南スーダンを除く)の第1巡の審査を終了した。
- 10 西井正弘(2013年)、「国連人権理事会の意義と限界－人権状況を改善できるか」、『書齋の窓』第622号、有斐閣、2013年3月号、15頁。
- 11 文末参考資料参照。
- 12 1923年のローザンヌ条約で、トルコ人とはトルコ語を母語とするものとされ、条約では、ギリシャ人、アルメニア人およびユダヤ人という非イスラム教の3民族を少数民族とした。
- 13 角田勝彦(1993年)、『サイプラス問題と国際法』世界の動き社、19-25頁。
- 14 田中俊郎(1998年)、『EUの政治』岩波書店、167-168頁。
- 15 これらの諸国については、UPRのextranetにおいて、確認することができる。
- 16 この数字には、審査の際に回答を留保し、後日回答を行ったものも含まれている。また、勧告を「受諾」しているのか、「一部受諾」しているのか、あるいは「実質的には拒否」しているのか、審査対象国政府の回答の文言だけでは判断がつかかねる場合がある。第2巡の審査の際に、当該国家が第1巡の際の「回答」をどのように評価しているかを観察する必要がある。
- 17 para. 100 (A/HRC/15/13).
- 18 para. 101 (A/HRC/15/13).
- 19 para. 102 (A/HRC/15/13).
- 20 para. 103 (A/HRC/15/13).
- 21 トルコが全てを拒否したギリシャの勧告の内容は、次の通りである。①国際刑事裁判所ローマ規

程の速やかな批准、②1949年ジュネーブ条約の第1及び第2追加議定書の早急な批准、③軍隊・治安部隊による自国領域および占領地での人権侵害の申立ての公正かつ徹底的な捜査、④表現の自由を制限している刑法301条及び308条の廃止、⑤ロマ、クルド及び非イスラム少数者に属する人への敵対的態度や差別と闘う効果的な措置をとること、⑥トルコに黙示的または明示的に関係する人権侵害に関する国連決議に従うこと、⑦トルコが実効的支配を行使している全ての地域の国内避難民を帰還させるための措置を速やかに取ること、⑧ギリシャ正教少数者を含む非イスラム少数者に対する財産権の行使、宗教者の訓練や法人格の剥奪などの制限が取り除かれ、完全に人権が享受されるような措置を速やかにとること、⑨トルコの実効的な支配下にあるキプロスの地域での人権侵害に関する欧州人権裁判所の関連判決を遵守すること。その勧告中には、他の国家も同様な勧告を行っている、条約の批准（①②）、表現の自由に関する勧告（④）や少数者に関する勧告（⑤）も含まれるが、キプロス政府からはキプロスの北部（トルコ占領地）における人権問題に関する勧告（③⑥⑦⑧⑨）が含まれており、トルコは全てを受け入れないとしている。para. 105 (A/HRC/15/13)。

- 22 **資料6** (A/HRC/15/13/Add.1) の39件の勧告を、筆者は、受諾数18（勧告番号8, 9, 11, 12, 14, 20, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 33, 35, 38, 39）、一部受諾数7（勧告番号1, 4, 7, 10, 13, 17, 19）、原則受諾数1（勧告番号32）、拒否数13（勧告番号2, 3, 5, 6, 15, 16, 18, 21, 22, 31, 34, 36, 37）とした。
- 23 「審査対象国により提出された結論及び（又は）勧告に対する見解、自発的約束、回答」による。
- 24 **資料8** Report of the Human Rights Council on its fifteenth session (A/HRC/15/60, 31 Oct. 2011), paras. 558-563.
- 25 事務局が、個別国家の発言内容を要約するに際して、国家の意思に従うのは当然であって、類似の質問をまとめ、編集することは不可能である。
- 26 八谷まち子（2004年）、「待たされるトルコ」、人間文化研究機構国立民族学博物館『地域研究』Vol. 6 No. 2, 2004年、194頁。
- 27 トルコ憲法において少数民族として認められているのは、ローザンヌ条約で定義された非ムスリムのトルコ国民（ユダヤ人、ギリシャ人、アルメニア人）のみであり、その他すべてのムスリムは、「トルコ人」と規定する。最大の少数民族であるクルド人も、民族固有の文化的権利が認められず、トルコ人として扱っている。八谷まち子、前掲論文、199頁。
- 28 2004年5月にギリシャのEU加盟が実現したが、それに先立ち2004年4月24日に、キプロスの南北両地区で住民投票が実施され、アナン国連事務総長の平等な連邦案（2002年11月）の賛否が明らかになった。トルコ系キプロスでは65%が賛成し、ギリシャ系は76%が反対であった。キプロスは、統一について分裂状態のまま、EUに加盟した。八谷まち子、前掲論文、205頁。

